

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要						備 考
				粗たん 白 質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	
西田精麦株式会 社 (熊本県八代市)	西田精麦株式会 社 (熊本県八代市)	カネキヨ印配合飼料 肉牛肥育用 黒毛和牛去勢用中期	平成 14. 2	パーセント 16. 1	パーセント 3. 0	パーセント 3. 8	パーセント 3. 6	パーセント 0. 2	パーセント 0. 5	
		カネキヨ印配合飼料 肉牛肥育用 F 1 牛去勢用後期	14. 2	12. 6	3. 0	3. 5	4. 1	0. 5	0. 4	
熊本くみあい 飼料株式会社 (熊本県八代市)	熊本くみあい 飼料株式会社 (熊本県八代市)	くみあい肉牛配合飼料 ゆたか N	14. 2	15. 2	3. 0	4. 1	5. 0	0. 8	0. 5	
		くみあい配合飼料 乳牛用ピタエースマ ツシュ	14. 2	15. 3	2. 7	3. 2	5. 0	0. 8	0. 5	
		くみあい配合飼料 ハイパーA-EX	14. 2	19. 3	5. 7	1. 3	5. 7	1. 1	0. 7	
八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	マルベニ印配合飼料 幼すう・中すう用 ニューターゲット幼すう	14. 2	22. 1	4. 0	2. 4	5. 2	0. 9	0. 6	
		マルベニ印配合飼料 ほ乳期子豚用 ベニ前期	14. 2	21. 2	7. 4	1. 4	5. 2	0. 9	0. 6	
		マルベニ印配合飼料 種豚用 ラクト	14. 2	15. 1	6. 5	2. 6	5. 4	1. 1	0. 6	
全国酪農業協同 組合連合会 鳥栖飼料工場 (佐賀県鳥栖市)	全国酪農業協同 組合連合会 中九州酪農セン ター (熊本県菊池郡 泗水町)	ニュー熊酪 3 号 P&F	14. 2	18. 3	4. 9	4. 6	5. 1	0. 8	0. 5	
		全酪育成前期	14. 2	20. 3	3. 2	6. 6	7. 4	1. 0	0. 7	
全国酪農業協同 組合連合会 鹿児島飼料工場 (鹿児島県鹿児 島市)		全酪肥育前期	14. 2	15. 6	2. 9	6. 9	5. 7	0. 8	0. 5	
八代飼料 株式会社 (熊本県八代市)	合資会社 菊阿商事 (熊本県菊池郡 大津町)	日清印 肉牛用配合飼料 肉牛特号	13. 12	15. 8	3. 1	5. 6	6. 5	1. 1	0. 6	
日清飼料株式会 社九州支店 鹿児島工場 (鹿児島県鹿児 島市)		日清印 肉牛用配合飼料 やわらぎ後期	14. 1	13. 3	4. 0	3. 9	4. 6	0. 4	0. 6	

注 1 飼料の名称欄中の (規) は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 4 条第 1 項による規格適合表示飼料である。
 注 2 試験結果の概要欄には、試験した検査項目毎にその分析結果を示す。
 注 3 備考欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足量 (絶対量) を示すほか、特記すべき事項を示す。

熊本県公告第 439 号

菊池郡西合志町西合志町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	松 田 勝 郎	菊池郡西合志町大字野々島 3241 番地

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	大 住 清 昭	菊池郡西合志町大字野々島 3247 番地

熊本県公告第 440 号

三角町長吉田等から平成 14 年 2 月 6 日付けで協議の本村地区土地改良事業(農業用道路)については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 5 月 20 日付けで同意した。

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 441 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 5 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務内容
熊本県庁舎から排出される廃棄物の運搬処理業務一式
- (2) 委託期間
平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで
- (3) 委託場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号地内

2 入札参加資格

入札の参加資格を有する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 熊本市内に本社又は支店(営業所を含む。)を有する者
- (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず)の許可を受けている者
- (4) 入札日現在において、従業員(常勤職員)を 5 人以上雇用しており、かつ、登録車両の中に一般廃棄物収集運搬専用車両(パッカー車両)を 2 台以上保有している者
- (5) 入札説明会に参加した者

3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を直接管財課管理係まで持参するものとする。なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (2) 提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県総務部管財課管理係
郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3304・3305
- (3) 申請書類の受付期間
平成 14 年 5 月 29 日から同年 6 月 18 日までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(県の休日は除く。)とする。
- (4) 確認結果の通知
資格確認結果通知書を郵便により送付する。

4 入札説明会

- (1) 場所
熊本県庁行政棟本館 9 階管財課分室
- (2) 日時
平成 14 年 6 月 12 日 午前 10 時

5 入札及び開札に関する事項

- (1) 入札及び開札の場所
熊本県庁行政棟本館 4 階第 1 共用会議室

- (2) 入札及び開札の日時
平成 14 年 6 月 24 日 午前 10 時
- (3) 郵便による入札書の提出期限
熊本県総務部管財課管理係へ書類郵便により提出するものとし、平成 14 年 6 月 21 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。
- (4) 入札事務を担当する部局の名称
熊本県総務部管財課管理係
郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 3304・3305
- 6 入札保証金に関する事項
- (1) 入札保証金
見積もった契約金額の 100 分の 5 以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を入札時に納付する。ただし、次の（ 2 ）に該当する場合は、入札保証金は免除する。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。
- (2) 入札保証金の免除
入札保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 8 契約保証金に関する事項
- (1) 落札者は、契約締結時に契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を納付する。ただし、次の（ 2 ）に該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。
- (2) 契約保証金の免除
契約保証金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
ア 当該入札において、契約金額の 100 分の 10 以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 落札者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって契約し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 9 契約の締結期限
落札者は、落札後 7 日以内に契約を締結しなければならない。
- 10 無効の入札
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提出しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札
- (10) 入札金額と契約単価が矛盾する入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 11 その他
- (1) 最低制限価格
設定しない。

(2) 契 約 書 作 成 の 要 否
要

平成 1 4 年 月 日

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 兼 参 加 資 格 確 認 申 請 書

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子 様

(申 請 者) 住 所

商 号 又 は 名 称 印

代 表 者 名

熊 本 県 庁 舎 廃 棄 物 運 搬 処 理 業 務 委 託 に 係 る 一 般 競 争 入 札 に 参 加 す る 資 格 を 申 請 し ま す 。 な お 、 こ の 申 請 書 の す べ て の 記 載 事 項 及 び 添 付 書 類 に つ い て は 、 事 実 と 相 違 不 同 を 誓 約 し ま す 。

1 本 社 、 支 店 等 一 覧 表

(1) 本 社 (本 店)			
商 号	(ふ り が な)	代 表 者	
所 在 地	(ふ り が な)	電 話 番 号	
(2) 熊 本 県 と 契 約 す る 本 社 、 支 店 、 営 業 所 等			
商 号	(ふ り が な)	代 表 者	
所 在 地	(ふ り が な)	電 話 番 号	

3 添 付 書 類

- (1) 印 鑑 証 明 書 (原 本)
- (2) 商 業 登 記 簿 謄 本 (個 人 の 場 合 は 身 元 証 明 書)
- (3) 納 税 証 明 書 (熊 本 県 税)
- (4) 熊 本 市 の 一 般 廃 棄 物 及 び 産 業 廃 棄 物 の 収 集 運 搬 業 者 許 可 証 (写 し)
- (5) 登 録 車 両 及 び 従 業 員 (常 勤 職 員) 一 覧

4 使 用 印 鑑 (熊 本 県 と の 契 約 等 に 使 用 す る 印 鑑)

社 印	代 表 者 印

(注) 使 用 印 鑑 は 、 入 札 ・ 見 積 り ・ 契 約 締 結 ・ 代 金 の 請 求 ・ 受 領 に 使 用 す る 印 鑑 で す 。
